

○加賀片山津温泉総湯の利用時間等を定める規則

平成25年3月26日

規則第23号

改正 平成26年9月26日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、加賀片山津温泉総湯公園条例(平成22年加賀市条例第46号)第6条の規定に基づき、加賀片山津温泉総湯(以下「総湯」という。)の利用時間及び休業日に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休業日)

第2条 総湯の利用時間は、午前6時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、臨時に利用時間を変更し、又は休業することができる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月26日規則第33号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。